

# 募

# 集

## まちづくり委員会・協議会

町では、町民参加の機会を広げるため、各種委員会・協議会などの公募を進めています。

- **申込期限** 3月16日(火) 必着
- **応募要件** ・町内に在住、在勤または在学されている満18歳以上の方  
※町の委員会・協議会委員などを3機関以上されている方は応募できません。
- **応募方法** ・専用の申込書に必要事項を記入し、下記申込先まで提出  
※申込書は下記申込先でお渡しするほか、町ホームページからもダウンロードできます。  
※申込書の提出は、郵送、FAX、Eメールのいずれかで構いません。
- **決定方法** 申込書による書類選考および面談 ※申込書は返却しません。

共通事項

### ▶ 栗山町地域密着型サービス運営委員会委員

地域密着型サービスの適正な運営とサービスの質の確保などについて協議します。

- **公募人数** 2人 (総委員数10人以内)
- **応募要件** 高齢者福祉・地域密着型サービスに関心のある方
- **任期** 4月1日から令和5年3月31日まで (2年間)
- **会議など** 平日の夜間 (60分程度) 年2回予定。会議1回出席につき3,000円の謝礼
- **申込先・問い合わせ** 町福祉課高齢者・介護・医療グループ ☎ 73-7507

### ▶ 栗山町生活支援体制整備事業協議体委員

多様な日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進などについて協議します。

- **公募人数** 3人 (総委員数15人以内)
- **応募要件** 高齢者福祉・地域福祉に関心のある方
- **任期** 4月1日から令和5年3月31日まで (2年間)
- **会議など** 平日の夜間 (60分程度) 年2回予定。会議1回出席につき3,000円の謝礼
- **申込先・問い合わせ** 町福祉課高齢者・介護・医療グループ ☎ 73-7507

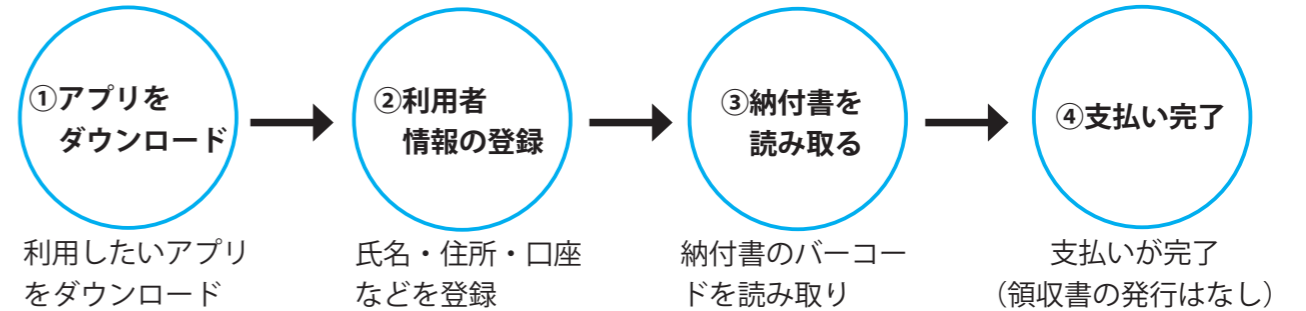
### ▶ 栗山町地域包括支援センター運営協議会委員

地域包括支援センター各業務の評価、地域包括支援センターの適切・公正かつ中立な運営の確保などについて協議します。

- **公募人数** 2人 (総委員数10人以内)
- **応募要件** 高齢者福祉・地域福祉に関心のある方
- **任期** 4月1日から令和5年3月31日まで (2年間)
- **会議など** 平日の夜間 (90分程度) 年2回予定。会議1回出席につき4,000円の謝礼
- **申込先・問い合わせ** 町地域包括支援センター (町福祉課内) ☎ 73-2255

## 2月1日から栗山町の税金・料金をスマホで納入できます

いつでもどこでも町税などが納付できるよう、スマートフォン(スマホ)決済が使えるようになりました。納付書のバーコードを読み取り、スマートフォンアプリ「LINE Pay」、「PayPay」を利用して納付できます。



#### ■利用できる税金・料金

町道民税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅使用料、上下水道料金

#### ■手数料 無料 (通信料は利用者負担)

※利用方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

#### 【問い合わせ】

町税務課収納グループ ☎ 73-7506



### 水道料金の支払い

水は、皆さんが支払った水道料金によって供給、維持されています。このことから、料金の納付が滞った場合は、やむを得ず給水停止を行っています。料金に未納がないか、今一度ご確認ください。

#### ●水道料金の支払方法

支払方法は3つありますが、支払い忘れがなく便利な「口座振替」をおすすめします。

##### <口座振替>

検針の翌月10日に、ご指定の口座より自動振替となります。残高不足等により振替できなかった場合は、再度口座振替はしません。「振替不能のお知らせ」をお送りしますので、同封の納入通知書でお支払いください。

口座振替の申し込みは、町上下水道課、各金融機関、郵便局でお願いします。

##### <窓口納付>

毎月末に郵送される、納入通知書に記載されている各窓口、コンビニエンスストア、各金融機関でお支払いください。

##### <スマートフォン収納サービス>

納入通知書のバーコードを読み取りお支払いください。  
※領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、窓口で現金でお支払いください。

#### 【問い合わせ】

町上下水道課上下水道グループ ☎ 73-7514